



国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈が変える閣議決定をした。安倍内閣の「戦争する国づくり」を何としても阻止するために、海運九条の会主催の緊急シンポジウム「海から見る集団的自衛権」が東京の池上会館で開催され、糸谷委員長をはじめとする全国港湾役員、在京の地域港湾役員を中心に参加がされた。

論説兼編集委員の半田滋氏、パネルディスカッションのパネラーとして元全国港湾事務局長の鈴木信平氏、元海員組合中央執行委員長の平山誠一氏、外航船員経験者の本望隆司氏を迎えて議論がされた。

半田滋氏は「集団的自衛権のトリック」と題して、安倍政権の集団的自衛権行使容認に向けたなりふり構わないやり方や、憲法解釈を一内閣が変更できるという独裁的な政治手法、米国も怒らせた歴史修正主義の

思想、国民の犠牲を厭わぬ
い国家主義への企みなどを
時系列的に分かりやすく解
説されていた。

海から見る集団的自衛権 緊急シンポジウム

藤木インスペクター日誌

～クルーリストに若い日本人～

乘組員名簿
CREW LIST

国土交通省交通政策審議会海事分科会国際海上輸部会は、輸入に頼つて、日本における日本外航船の安定的な海上輸送を確保するため、トントン数標準税制を導入し、日本船の優遇措置を図り、日本船舶の増加と日本人船員の一人・五倍に増やすとい

法の一部を改正する法律案」が成立して日本本籍船上外航日本人船員を増やす計画が、取り組まれています。訪船するつどに、少しづつと思われますが、日本本籍は、増えていると思います。過去に「三隻訪船」ましたときの船員は、全員フィリピンの人でした。

と 船 貢 し ま す 一 計 と 律
て い ま し た。 し か も 一 年 前
に 私 が 訪 船 し て い ま し た。
ま だ、 そ の 時 の ク ル ー リ
ス ト を 確 認 し た と こ ろ、 全
員 フ ィ リ ピン の 人 で し た。
船 の 近 く に 車 を 停 め て、 ふ
ギ ャ ン グ ウ ェ イ を 登 り、 ふ
と 目 を や る と じ ゃ も フ サイ リ
ピ ン 人 に 見え な い 船 員 さ
ん が … 「ど う い う ご 用 件 で

保障のことなら 全労済



■ 労働基準法の最終号は、第十三章「罰則」の「両罰規定」の内容です。

■ 両罰規定（百二十一条）：労働基準法の違反は、事業主による直接の違反行為でない場合でも、事業主のために行つた代理人や使用人、その他の従業員（工場長、部長、課長、主任等）の行為は、当事者とともに事業主も処罰（罰金刑）されることになります（両方に責任が及ぶ罰則）。

○事業主が違反の計画や行為を知り、防止や是正に必要な措置を取らなかつた場合や教唆（そそのかす）した場合などには、同様の処罰（懲役刑含む）。

○附則…法令の最後にお

受けることになります。また、違反行為の謀議（相談）や上席者の採決（決裁）があった場合は、関係者がすべてが処罰を受けることになります。なお、事業主が違反防止に必要な措置を行つた場合は、この限りではありません。

■ 労働基準法の条文内容は以上となります（第一章・第一条～第十三章・百二十一条）。

■ 労働基準法の最後に講座の終わりに……労働基準法は、力関係において弱い立場にある労働者の保護を目的としたものがあります。「みんなのために」ともにがんばりましょう。二〇一一年末からの「労働基準法講座」にお付き合い頂きありがとうございます。新的一年から「労働組合法講座」を準備しています。

今、政府や経営者団体は、今後三年間にこれを改革するとしています。「派遣労働の緩和」や「待遇の低い限定社員制度の導入」「事務職の残業代不払い制度」「解雇の金銭解決制度」などがそれで、労働法制は戦後最大の危機といわれています。「万国の大労働者、団結せよ！」は今に生きるスローガンです。

「働くルールの後進国」といわれる我が国において、私たち組織労働者（労